

# ○行田市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

令和7年3月31日告示第97号

## 改正

令和7年12月26日告示第470号

# 行田市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

## (趣旨)

**第1条** このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の設置に関し太陽光発電施設を設置する者が近隣住民等の安全、周辺環境等に配慮し、太陽光発電施設の導入が円滑になされるよう市及び近隣住民等に対し、その事業計画の内容を事前に明らかにするとともに、設置の手続、維持管理、遵守事項等について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、同条第3項第1号に規定する太陽光をエネルギー源とするもの及びその附属設備をいう。

(2) 太陽光発電施設 定格出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する施設（同一の届出者が複数の太陽光発電設備を近接して設置する等、実質的に一つの場所での設置と認められる場合は、一つの太陽光発電施設とみなす。）をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物（太陽光発電設備等の架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供するものを除く。）をいう。）に太陽光発電設備を設置するもの

イ 設置者の事務所等の同一敷地内に併設されるもの

(3) 定格出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーとの出力のいずれか小さい方の値をいう。

(4) 設置者 太陽光発電施設を設置する者及び太陽光発電施設の譲渡又は承継を受ける者をいう。

(5) 近隣住民等 太陽光発電施設の設置が計画される区域の境界線からの水平距離が50メートルの範囲内の土地又は家屋の所有者若しくは居住者及び当該事業区域が存する自治会等の

代表者

(対象地域)

**第3条** このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令に基づく手続等)

**第4条** 設置者は、設置する太陽光発電施設が別表第1に掲げる法規制に該当する場合は、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談及び協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表第2に掲げる区域に該当する場合は、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め、抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

**第5条** 設置者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなったときに近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容（施設概要、設置工事計画、維持管理計画、売電に係る認定期間満了後の施設の方針等）並びに設置に伴う地域への影響及びその対応等を周知するものとする。この場合において、近隣住民等から出された要望、意見等に対しては、書面による回答等誠意をもって対応するものとする。

2 設置者は、発電施設の工事に着手する日の30日前までに、行田市太陽光発電施設計画届出書（様式第1号）に計画区域の位置図、環境配慮ガイドラインのチェックシート、その他市長が必要と認める資料を添付し、市長に提出するものとする。

3 前項に規定する届出を行った設置者は、太陽光発電施設の内容を変更し、又は事業を譲渡し、承継し、若しくは廃止しようとするときは、変更し、又は譲渡し、承継し、若しくは廃止する日の30日前までに、行田市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(遵守事項)

**第6条** 設置者は、太陽光発電施設を設置するときは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 近隣住民等との協調を保つこと。

(2) 太陽光発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。

(3) 雨水等による土砂、汚泥等の流出若しくは水害又は台風等の強風に対する災害防止対策を講ずるとともに、災害発生時等には、太陽光発電施設外への影響を最小限に留めるよう適切に対応すること。

- (4) 既存の地形、樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境及び景観との調和に配慮すること。
- (5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置することとし、災害発生時等には、速やかな対応がとれるよう緊急連絡体制を整備すること。
- (6) 事業区域内の除草等の環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないよう十分配慮すること。
- (7) パワーコンディショナー等からの騒音若しくは振動又は太陽光パネルの反射光により、周辺の生活環境に支障を生じさせないよう、敷地境界からの後退、植栽等の遮蔽物の設置等必要な措置を講じること。
- (8) 太陽光発電施設に起因して発生した苦情等に対して、迅速かつ誠実な対応を採ること。
- (9) 太陽光発電施設設置計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費等を計画的に調達し、及び手配すること。
- (10) 太陽光発電施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により法令、ガイドライン等に基づいて撤去等適正に処理すること。この場合において、撤去に当たっては、廃止後の土地利用に応じた処理をし、周辺の生活環境等に影響を及ぼさないように十分配慮すること。
- (11) 事業を承継する場合は、管理運営、廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

(報告)

**第7条** 市長は、このガイドラインに定めるもののほかこのガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(その他)

**第8条** このガイドラインの施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて隨時見直しを行うこととする。

## 附 則

(施行期日等)

1 このガイドラインは、令和7年4月1日から施行し、令和7年10月1日以後に着工する太陽光発電施設から適用する。

(経過措置)

2 このガイドラインの施行日において現に着工している太陽光発電施設の設置者は、第6条各号に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5条に規定する措置を講じる

ものとする。

#### 附 則（令和7年12月26日告示第470号）

このガイドラインは、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	手続の担当窓口
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）（23）	次に該当する土地売買契約の締結又は地上権・賃借権の設定等 ・市街化区域：2,000 m <sup>2</sup> 以上 ・市街化調整区域：5,000 m <sup>2</sup> 以上	届出	行田市都市整備部建築開発課
電気事業法（昭和39年法律第170号）	県知事又は市長に対する手続は特になし。		経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課
火薬類取締法（昭和25法律第149号）	火薬類製造施設又は火薬庫の周辺に出力1,000 kW以上の太陽光発電設備を設置すること。 ※火薬類製造施設又は火薬庫は、発電事業の用に供する1,000 kW以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要		埼玉県危機管理防災部化学保安課
環境影響評価法（平成9年法律第81号）	一般的な太陽光発電施設の設置の場合は、手続の必要はないが開発の内容による。	調査等	埼玉県環境部環境政策課
埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）	事業区域の面積が20ha以上となるもの ※その他開発の内容によって手続が必要	調査等	埼玉県環境部環境政策課
太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省策定）	環境影響評価法及び埼玉県環境影響評価条例の対象とならない定格出力10kW以上の事業用太陽光発電施設	調査等	埼玉県環境部環境政策課
土壤汚染対策法（平成14法律第53号）（4）	土地の形質変更（掘削、盛土等）部分の合計面積が3,000 m <sup>2</sup> 以上（有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等の場合は900 m <sup>2</sup> 以上） ※ただし、盛土のみの場合又は形質変更の深さが最大50cm未満であり、区域外へ土壤の搬出を行わず、土壤の飛散若しくは流出を伴わない場合は除く。	届出	埼玉県東部環境管理事務所
埼玉県生活環境保全条例	3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の改変	調査等	埼玉県東部環境管理事務所

(平成 13 年 埼玉県条例第 57 号) (80)			
廃棄物の処理 及び清掃に關 する法律（昭 和 45 年法律 第 137 号） (15 の 19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されてい る土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場 所については、当該廃棄物が適正に処理されな い限り設置は認められない。	届出	埼玉県東部環境管理 事務所
埼玉県土砂の 排出、たい積 等の規制に關 する条例（平 成 14 年埼玉 県条例第 64 号） (6)	500 m <sup>3</sup> 以上の土砂の敷地外排出	届出	埼玉県東部環境管理 事務所
同上 (16)	500 m <sup>2</sup> 以上の面積の土地への土砂の堆積 ※500 m <sup>2</sup> 未満であっても、市の条例等による手續 が必要な場合あり。 ※土砂が不適切に堆積されている場所について は、原状が回復されない限り設置は認められな い。	許可	埼玉県東部環境管理 事務所
鳥獣の保護及 び管理並びに 狩猟の適正化 に関する法律 (平成 14 年 法律第 88 号) (29)	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築 ・改築・増築・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	埼玉県環境部みどり 自然課
絶滅のおそれ のある野生動 植 物の種の 保存に関する 法律（平成 4 年法律第 75 号） (10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等 の行為	大臣 許可	環境省関東地方環境 事務所野生生物課
埼玉県希少野 生動植物の種 の保護に關す る条例（平成 12 年埼玉 県条例第 11 号） (12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行 為	届出	埼玉県環境部みどり 自然課
埼玉県オオタ カ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の 保護に関する配慮を要請	配慮の 実施	埼玉県環境部みどり 自然課

(平成 11 年 3月埼玉県発 行)	・営巣地から半径 400 メートル以内 ・営巣地から半径 1,500 メートル以内		
農地法（昭和 27 年法律第 229 号） （4）	農地を農地以外のものにする行為（農地の転用） ・農地については、農地転用許可申請又は届出が必要なため、窓口で事前相談を行うこと。 ・周辺農地に係る営農条件に支障がないようにす ること	許可	行田市農業委員会
同上 （5）	農地を農地以外のものにしたり採草放牧地を採 草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・地上権・永小作権・質権・賃借権等の設定又は 移転	許可	行田市農業委員会
農業振興地域 の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号） （13）	市町村農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農 用地区域からの除外）	計画 変更	行田市環境経済部農 政課
埼玉県水源地 域保全条例 （平成 24 年 埼玉県条例第 22 号） （7）	水源地域内の土地（現況が森林で、地目が山林・ 原野・保安林の場合）に係る所有者・地上権・地 役権・使用賃借権・賃借権の移転又は設定	届出	同上
道路法（昭和 27 年法律第 180 号） （32）	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して 道路を使用しようとする行為（道路の占用） ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、 広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれ のある工作物、物件又は施設で政令で定めるも の（政令第 7 条第 1 項第 2 号に該当するため太 陽光発電施設も対象）	許可	【県道又は国管理國 道】 埼玉県行田県土整 備事務所 【市道】 行田市建設部管理課
河川法（昭和 39 年法律第 167 号） （23～27）	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用・河川の砂、ヨシ等の採取 ・工作物の新築・改築 ・河川の流水の占用（取水等） ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	【国管理河川】 ・国土交通省関東地 方整備局 ・荒川上流河川事務 所 【県管理河川】 埼玉県行田県土整備 事務所
特定都市河川 浸水被害対策 法（平成 15 年法律第 77	宅地等以外の土地で行う 1,000 m <sup>2</sup> 以上の雨水浸 水阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させる おそれがある行為）を行うもの	許可	【1 ha 以上】 埼玉県県土整備部河 川砂防課 【1 ha 未満】

号) (30~43)			行田市建設部道路治水課
同条 (55)	河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築	許可	同上
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成18年埼玉県条例第20号）(3)	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為	許可	埼玉県県土整備部河川砂防課
同上 (12)	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為	許可	埼玉県県土整備部河川砂防課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）(10)	土砂災害特別警戒区域内における住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設（特定開発行為）	許可	同上
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）(10、11)	特定建設資材※1を使用した土地に自立して設置する太陽光発電設備（建築物に該当するものに限る。※2）、建築物の屋根、屋上等に設置する太陽光発電設備の解体工事、特定建設資材を使用する建築物の新築・増築・修繕又は模様替の工事、特定建設資材を使用した建築物以外の解体工事又は新築工事で、一定規模の工事に該当するもの ※1：特定建設資材（4品目） ・コンクリート ・コンクリートと鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルトコンクリート ※2：建築物に該当するかどうかは、手続の担当窓口に確認 ※3：工事に着手する日の7日前までに届出が必要	届出	行田市都市整備部建築開発課（建築基準法第6条第1項第3号に該当する建築物に係るもの、第2号に掲げるもので木造2階建て以下のもの、または床面積300m <sup>2</sup> 以下のものに限る。その他のものは、埼玉県熊谷建築安全センター）
都市計画法（昭和43年法律第100号）(29、43)	次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）又は建築行為 ・市街化区域内での500m <sup>2</sup> 以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・市街化調整区域内での建築行為	許可	行田市都市整備部建築開発課
同上 (53)	都市計画法第11条又は第12条に定める区域内に建築物の建築をする場合 ※次の要件に該当する場合に許可を行うことができる。	許可	行田市都市整備部都市計画課

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。</li> <li>・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</li> </ul>		
公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）（4）	<p>次のいずれかの土地を有償譲渡しようとする場合</p> <p>①都市計画施設の区域内 100 m<sup>2</sup>以上 ②都市計画区域内で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法により「道路区域として決定された区域内」100 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・都市公園法により「都市公園を設置すべき区域として決定された区域内」100 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・河川法により「河川予定地として指定された土地」100 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> <p>③生産緑地地区の区域内 100 m<sup>2</sup>以上 ④市街地区域内 5000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>※①、②は土地区画整理事業施行地内を除く。</p>	届出	行田市都市整備部建築開発課
景観法（平成16年法律第110号）（16）	一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕などの行為をしようとする場合	届出	行田市都市整備部都市計画課
建築基準法（昭和25年法律第201号）（6）	<p>建築物を新築、増築、改築又は移転、大規模の修繕又は大規模の模様替</p> <p>※建築物の屋根、屋上等に設置する太陽光発電設備については、建築設備として取扱われることから建築物の一部に該当する。この場合において、建築確認手続が必要かどうかは、手続の担当窓口に事前確認</p> <p>※土地に自立して設置する太陽光発電施設が建築物に該当するかどうか、建築確認手續が必要かどうかについても手続の担当窓口に事前確認</p>	確認	行田市都市整備部建築開発課（建築基準法第6条第1項第3号に該当する建築物に係るもの、第2号に掲げるもので木造2階建て以下のもの、または床面積300m <sup>2</sup> 以下のものに限る。その他のものは、埼玉県熊谷建築安全センター）
文化財保護法（昭和25法律第214号）（93）	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内における建築・土木工事等</p> <p>※工事着手の60日前までに届出が必要</p>	届出	行田市生涯学習部文化財保護課
同上（96）	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見	届出	行田市生涯学習部文化財保護課
同上（43、81、125）	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為	許可又は届出	行田市生涯学習部文化財保護課
埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為	許可又は届出	行田市生涯学習部文化財保護課

県条例第 46 号) (14、28、35、39)			
行田市文化財保護条例（平成 18 年条例第 14 号）	市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物、市指定旧跡の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為	許可	行田市生涯学習部文化財保護課

備考 法令等の名称ごとに記載している規制等の対象となる行為、概要等については、要約又は一部を掲載しておりますので、詳細については各手続の窓口担当にてご確認ください。

別表第 2（第 4 条関係）

設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがあるため。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	当該法律の適用区域	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置、木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されているため。
農地法	農用地区域内の農地 甲種農地 第 1 種農地	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されているため。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されているため。
森林法（昭和 26 年法律第 249 号）	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく制限されているため。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川管理施設を損傷させるおそれ等があるため。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。

文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、 名勝、天然記念物等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保 護管理措置がとられているため。
--------	---------------------------	---

備考 法令等の名称ごとに記載している規制等の対象となる行為や概要等については、要約又は一部を掲載しておりますので、詳細については各手続の担当窓口にてご確認ください。